

線引き廃止について

笠岡市は、区域区分（線引き）の廃止に取り組んできました。この度、県が線引き廃止に向けた法的手続きを行うこととなりました。

つきましては、線引き廃止に向けて関係する都市計画の素案について住民の皆様のご意見を聴くため、縦覧を行うとともに公聴会を開催します。

公聴会では、県及び市が定める都市計画について意見を求めます。

1. 県が定める都市計画

- ・笠岡都市計画区域に、①都市計画の目標、②線引きの有無、③土地利用、都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針、などを明記する、「笠岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の変更を行います。
- ・このマスタープラン変更に伴い、笠岡都市計画区域の線引きを廃止します。

2. 市が定める都市計画

- ・線引き廃止後の新たな土地利用コントロールのため、特定用途制限地域を決定します。

◇特定用途制限地域とは？

線引きが廃止されると、現在の市街化調整区域は、建築物の用途上の制限がなくなるため、周辺の環境を悪化させる建築物が建築される恐れがあります。

このため、農村地域における良好な自然・居住環境を形成、保持すること、また公共施設に著しく大きな負荷を発生させる恐れのある大規模商業施設や当該地域の環境に悪影響を与えるような工場などを規制することを目的として、地域の特性に応じて、現市街化調整区域全域のうち、農用地区域及び保安林等区域を除く区域において、3つの特定用途制限地域の区域を都市計画決定し、それぞれ特定の用途の建築物等を制限することとします。

◇特定用途制限地域の設定範囲

